

議案第3号 役員の選任について

(1) 役員の選任

任期満了に伴い「一般社団法人浦安観光コンベンション協会」の役員として、別添役員名簿(案)の者を新たな理事及び監事の候補者とする。

(2) 役員の任期

理事及び監事の任期は、2026年(令和8年)6月30日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

【参考】

第4章 役員等

(種類及び定数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上30名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち会長を1名、副会長を3名以内、専務理事を1名とする。

3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

4 専務理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を遂行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事については、再任を妨げない。
- 4 理事又は監事が第24条に定める定員に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

一般社団法人浦安観光コンベンション協会 役員名簿 (案)

	役職名	氏 名	備 考
1	理 事	黛 孝 夫	浦安ブライトンホテル東京ベイ 総支配人室 顧問
2	理 事	田 原 満	ホテルオークラ東京ベイ 取締役 副総支配人
3	理 事	遠 藤 秀一郎	株式会社ミリアルリゾートホテルズ ディズニーアンバサダーホテル 総支配人
4	理 事	伊 藤 譲	東京ベイ舞浜リゾート地域協議会 事務局長 (2026/7/1～)
5	理 事	高 尾 幸太郎	シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル 営業マーケティング部 部長
6	理 事	森 田 祐 平	ヒルトン東京ベイ 副総支配人
7	理 事	白 川 雄 一	グランドニッコー東京ベイ舞浜 総支配人室
8	理 事	花 岡 真二郎	オリエンタルホテル東京ベイ 総支配人
9	理 事	石 原 暁 広	ホテルエミオン東京ベイ 総支配人
10	理 事	弦 本 直 昭	株式会社オリエンタルランド 総務部部長
11	理 事	岩 田 一 人	浦安遊漁船協同組合 代表理事
12	理 事	高 橋 英 樹	株式会社NTT Sports X 代表取締役社長
13	理 事	竹 島 美 喜	スバル興業株式会社レジャー事業部 顧問
14	理 事	綿 石 隆 人	株式会社JTB ツーリズム事業本部 事業推進部 地域交流チーム 担当部長
15	理 事	高 橋 憲	東日本旅客鉄道株式会社 新浦安営業統括センター 新浦安駅長
16	理 事	小 松 孝 之	京成バス千葉ウエスト株式会社 取締役
17	理 事	富 樫 宏 和	東京地下鉄株式会社 浦安駅務管区 管区長
18	理 事	湯 本 康 人	千葉県タクシー協会京葉支部
19	理 事	内 苑 孝 美	明海大学 副学長
20	理 事	下 平 勇 夫	浦安商工会議所 専務理事
21	理 事	伊 藤 弘 明	浦安市商店会連合会
22	理 事	石 川 豪 三	公益財団法人うらやす財団 理事長
23	理 事	松 尾 祐 輔	京葉ガス株式会社 葛南支社長
24	理 事	齋 藤 章 典	浦安市役所 市民経済部長
25	理 事	小檜山 天	浦安市派遣
1	監 事	片 桐 嘉 幸	千葉銀行 浦安支店 支店長
2	監 事	福 田 昭 浩	京葉銀行 浦安支店 支店長

任期：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで